

独立行政法人福祉医療機構の 平成 25 年度の業務実績の評価結果

平成 26 年 8 月 20 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成 25 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 24 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 24 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 25 年 12 月 16 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 25 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、理事長の指揮のもとで福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営が行えるよう、理事長が主宰する経営企画会議などを通じて、迅速かつ的確な経営判断の実施、組織内での情報の共有、問題意識の統一を図るとともに、理事長の経営姿勢、考え方などを役員及び幹部職員へ示し、徹底を図ると同時に、組織内のイントラネットを活用し、全職員に対して周知するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、継続的な業務運営体制の見直しとして、国の社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のための組織見直し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンス態勢の整備等を平成 26 年 4 月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。特に、平成 25 年度においては、更なるガバナンスの高度化への取組みとして、各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進している。

このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応においては、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などの実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部署が連携して開催するなど、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めている。

また、ガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けて、金融検査マニュアルに基づき、リスク対応計画の全面的な見直しの実施や内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行うとともに、監査機能の強化に必要な態勢を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施するなど、ガバナンス高度化への態勢整備を推進している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき

役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の介護基盤の緊急整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、債権管理についても、昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く厳しい経営環境の中で、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図ることが福祉医療機構の役割であることを認識し、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的に支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が中期計画の目標値（50日）を大幅に上回る実績（34.3日）を上げ、利用者サービスの向上を図っている。また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上等に努めた結果、95%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ている。

これらを踏まえると、平成25年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。

具体的な取組みとしては、トップマネジメント機能を補佐するために、理事長が主宰する経営企画会議を開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長の経営方針を役員及び幹部職員へ示し、徹底を図っている。また、同時に、組織内のイントラネットを活用し、全職員に対して周知するなど、組織内における問題意識の共有化を図ることにより、理事長の意向が組織運営に反映される環境整備を推進している。さらに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化や問題意識の統一の徹底を図っている。

業務運営体制の整備については、国の社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のための組織見直し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた組織体制整備、助成事業におけるNPO等の相談支援及びガバナンス強化に対応した組織見直し、広報機能強化のための組織体制整備を平成26年4月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。特に、更なるガバナンスの高度化への取組みとして、平成25年度においては、各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進している。

東日本大震災への対応にあたっては、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、WAMNETを活用した被災地支援団

体用掲示板コーナーによる情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部署が連携して開催するなど、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めている。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、また、東日本大震災への対応については、昨年度に引き続き、総力を挙げて支援に努めているなど、中期計画で定めた取組を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けて、ガバナンス高度化推進室において、金融検査マニュアルに基づき、リスク対応計画の全面的な見直しや内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行うとともに、監査機能の強化に必要な態勢を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施している。また、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うために統括管理責任部署を設置したほか、リスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会を設置するなどガバナンス高度化への態勢整備を推進していることが認められる。

情報セキュリティ対策については、技術的対策としての情報漏えい事故の発生を未然に防止する仕組みを導入する一方、人的対策としての情報セキュリティ研修等を実施するとともに、災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した訓練を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図っている。

品質マネジメントシステムの運用については、全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等の業務改善に資する提案等を行うとともに、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図っている。

また、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、意見提案箱制度を運用するとともに、理事長自らが幹部職員全員との面談を実施し、今後の事業の在り方や職員の育成方針などについて意見交換を行っている。さらに、職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるよう行動計画を策定・推進した結果、平成25年7月に次世代認定マーク「くるみん」を取得するなど、役職員が一丸となって業務改善の推進に努めていることが認められる。

以上のように、ガバナンスの更なる高度化を推進するとともに、業務改善の推進に努めており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。今後とも、ガバナンスの更なる高度化に努めるとともに、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたっては、データ作成精度に係るサービスレベルを設定した調達仕様書を作成し、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、情報化統括責任者(CIO)補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るなど、外部委託業務の適正な管理を行

っている。

また、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価及び見直し方針を踏まえて、第3期中期情報化推進計画を策定し、情報化推進体制の強化を図っている。

情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、外部研修を受講するとともに、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修を実施している。また、職員が培ってきた専門的な知識や経験を活用し、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設することを決定している。さらに、福祉医療機構の職員のITリテラシー向上を図るため、CIO補佐官による職員研修を実施するとともに、情報管理担当部署によるOA研修及び業務システム操作研修等を実施するなど、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、第2期中期目標期間における経費節減の取組みを更に推進するとともに、改めて具体的な削減対象経費をリストアップして削減が可能な経費の検証を行うことにより、重点的かつ効率的な執行に努めた結果、平成25年度において年度計画の目標（平成24年度決算額と比べて一般管理費は▲3%、業務経費は▲1%）を大幅に上回る一般管理費▲11.5%、業務経費▲43.9%の額を節減することができていることが認められる。

また、第3期中期目標期間における一般管理費等のより一層の削減を推進するため、福祉医療機構全体で経費削減の取組み事項を検討し、対応可能な事項から順次対応するなど、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を基本としつつ、各業務方法等を点検し、その改善等を行うことにより、事務の効率化及び経費の削減を推進しているところであるが、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成25年度において4件0.2億円となり、計画を達成することができている。また、「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを引き続き着実に実施するとともに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成26年2月に開催するなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っているところであるが、今後とも一層の競争性、透明性の確保に取り組むことを期待する。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる福祉医療機構独自の本俸引き下げ、平成24年度及び平成25年度の国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等による人件費削減を実施した結果、平成25年度（平成26年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、101.0ポイントとなり、平成24年度（100.4ポイント）に比べ上昇しているが、職員宿舍の全廃に伴う住居手当の支給増の影響によるものであり、当該影響額を除いた試算値は100.4ポイントとなり、適正な水準となっていることが認められる。なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を適正な水準で維持していくことを期待する。

以上のように、一般管理費等の節減については、年度計画の目標を大幅に上回る一般管理費▲11.5%、業務経費▲43.9%の額を節減するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていることが認められる。

(3) 業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（468件）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施（460件）している。その結果、平成25年度における審査件数は1,337件、審査額は334,718百万円となり、平成24年度実績を大幅に上回るとともに、貸付契約額253,803百万円、資金交付額231,497百万円となり、審査額、貸付契約額、資金交付額の全てにおいて過去最高額を更新するなど、高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。

東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、引き続き、福祉医療機構ホームページにおいて優遇措置を講じた災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図っている。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査（50件17,219百万円）を実施したほか、厚生労働省東北厚生局等の協力のもと、関係部署と連携し、被災地において東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援している。

利用者サービスの向上を図る観点から、都市部における社会福祉施設の整備に係る融資条件の優遇及び貸付利率に一定の利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする保証人不要制度の相手方の拡充等を開始している。また、施設整備の融資相談等の充実にも努めており、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談を実施し、多面的な支援・助言等を行うとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。

併せ貸しの一層の普及を図るため、受託金融機関が開催する業務研修会等において社会福祉施設に関するデータ等を提供するとともに、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行い、協調融資金融機関数の拡大方策を策定したうえで、協調融資機関となっていない金融機関等が開催するセミナー等に出向き、融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行った結果、平成26年3月末現在で319機関まで拡大するなど、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進している。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、審査額は199,608百万円、貸付契約額は173,465百万円となり平成24年度実績額を大幅に上回り、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。

東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、引き続き、福祉医療機構ホームページにおいて優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図っている。また、被災地において、地方自治体等と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体と意見交換を行うとともに、迅速な対応により審査（48件19,413百万円）を実施するなど、被災施設等の復

興を積極的に支援している。

利用者サービスの向上を図る観点から、施設整備の融資相談等の充実に努めており、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国9ブロックで計23回開催している。また、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図るとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。

民業補完の推進の観点から、受託金融機関業務研修会議において病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うとともに、全国地方銀行協会と意見交換を行い、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行っている。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図ることが福祉医療機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的に支援している。

特に、東日本大震災において被災した貸付先については、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じているところであるが、平成24年度末における当該返済猶予中の貸付先39法人全てに対して、運営状況や返済猶予状況のヒアリングを実施し、返済が可能と申し出のあった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を実施しており、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するため、機構の総力をあげて取り組んでいることが認められる。

平成25年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含む。）については2.40%となり、平成24年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.46%減少し、第2期中期目標期間中最も低かった2.49%を大きく下回るなど、大幅な改善を図っていることが認められる。

この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、リスク管理債権の未然防止策として、経営支援部門と連携し、経営悪化が懸念される貸付先に対し適切な経営改善支援策を講じたこと、リスク管理債権に係る情報を役職員で共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックしたことなどの効果が現れたこと、また、短期延滞を繰り返す貸付先の傾向を分析し、改善策を提案するなどフォローを実施したことにより、対象貸付先の延滞解消等の改善が図られたことなどがあげられる。さらに、平成24年度決算に基づく事業報告書等を活用し、これまで実施していなかった医療法人全体の決算についての年次分析及びリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行い、役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、今後リスク管理債権化する恐れのあるイエローゾーン債権の抽出を試行的に実施している。

以上のように、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、貸出条件緩和等に積極的に対応するとともに、リスク管理の更なる充実・強化を図るなど、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

引き続き、福祉医療機構においては政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、民間と競合することのないよう、機構の貸付事業と密接に関連したセミナーを開催し、独自性を発揮するとともに、平成25年度においては国の社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義を追加するなど、社会福祉施設及び医療施設の経営者等のニーズを的確に捉え、情報提供した結果、1セミナーあたりの平均受講者数は238.1人となり、中期計画の目標値（180人以上）を大きく上回る実績をあげている。また、受講者にとっての有用度指標も平均98.5%となり、中期計画の目標値（平均80%以上）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報が提供されていると認められる。さらに、民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及については、民間金融機関に対する病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会の実施、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等のニーズ調査、全国地方銀行協会との意見交換など、適切に対応している。

個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は364件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査においては、アンケートを回収した診断先のうち、97.3%から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得られており、的確な診断が実施されていると認められる。また、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のサービスをWAMNET基盤を活用して提供するなど、顧客サービスの向上に努めている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、政策動向や国民ニーズを踏まえ、国と協議し助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直し、募集要領を策定したうえで、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、公募により助成を実施している。

募集に際しては、応募期間に先立って、募集要領を公表し、幅広くPRを実施したほか、応募にあたっての留意事項などを募集要領等に明記するとともに、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開した。また、優良事例や応募にあたってのQ&Aなども公表し、広く周知するなど、利用者側の利便性の向上を図っている。

助成事業の審査、採択については、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、同審査・評価委員会において審査、採択を行っている。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を公表するとともに次年度の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させている。特に、ヒアリング評価結果については、委員や事務局の所見とともに、グラフで可視化された評価結果を各団体にフィードバックすることにより、以後の活動や団体の発展のために必要な点などについて、わかりやすくフォローアップしている。さらに、助成事業の成果（効果）については、平成25年度分助成事業のうち96.1%が、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得られている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業

のエンドユーザーへの高い効果（満足度）も得られている。

民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国3か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、貧困・格差対策に関して、今後の貧困・格差対策を担う地域、市民、NPOにどのような役割を期待されているのかなどについて考えることを目的としてシンポジウムを開催している。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能し効果的な資金助成を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、更なる事務改善に取り組んだ結果、平均処理期間が34.3日となり、中期計画の目標値50日を大幅（15.7日短縮）に上回る実績をあげている。

また、電子届出システムについては、共済契約者に対し複数回の利用案内を実施し、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を55%とし、中期計画の目標値を上回る実績をあげるとともに、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努め、利用率は85%と非常に高い水準となり、利用者アンケート調査において、95%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られている。

これら電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現している。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成25年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成24年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表することにより、事業の透明性の確保に努めている。

また、心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年6.00%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80%）を確保することができている。

さらに、事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応している。

以上のように、安定的な事業運営を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

当該事業については、業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始したところであるが、介護支援専門員等の業務に有用な情報を提供する介護保険最新情報を新たに掲載するとともに、介護福祉士実務者養成施設の情報及び福祉に関する「しごと」の内容や資格の取得ルート等を紹介した「福祉のし

ごとガイド」の掲載を新たに開始するなど、情報提供の重点化及び提供情報の質の向上に努めている。また、福祉、医療に関する統計情報などを掲載した「WAM NET ラボ」を新設したほか、行政情報閲覧ランキングの掲載、RSS配信の開始など、利用者の利便性の向上を図った結果、利用者の満足度指数及びヒット件数ともに、中期計画の目標値を上回る実績をあげることができ、新システムが順調に機能していることが認められる。

さらに、社会福祉法人の財務諸表の公表制度においてWAM NET基盤を活用した際の方策についての検討を開始するなど、福祉保健医療施策の効率的な実施に向けた対応を行っていることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下、「見直しの基本方針」という。）において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされており、福祉医療機構においては、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施しているが、国における年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関との協議を開始している。

また、返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件の変更措置を講じるなど、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、福祉医療機構ホームページ、リーフレット等により、貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口の周知などを実施している。

平成25年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中の損益を均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を行い、安定的で効率的な業務運営に努めている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を行っている。また、償還条件緩和中の貸付先について、余剰金の繰上償還を求め、一部繰上償還により回収を行うなど、適時的確に債権回収を行うとともに、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更措置を講じるなど、延滞債権の発生を抑制に努めている。さらに、延滞債権については、福祉医療機構内に「物件処分推進チーム」を立ち上げ、福祉医療機構が直接競売申立てを実施するなど保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

平成25年度は、一般勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。なお、保険勘

定においては、当期総利益を計上し、繰越欠損金が大幅に減少したところであるが、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいことから、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、それぞれ予算額を上回る自己収入を確保している。また、更なる自己収入の拡大に向けた取組みを福祉医療機構全体で検討し、対応可能な事項から順次対応していくこととしている。

財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年9月に退去を完了させるとともに、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めている。引き続き、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

以上のように、財務内容の改善等が適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（５）その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、人材の育成については、国の政策動向を踏まえ、福祉・医療分野における専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成25年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員2人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の86.6%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。